

産後ケア事業について

1. 目的

産褥期に家族等からの産後の援助が受けられない者で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、心身の安定と育児不安を解消し児童虐待の未然防止することを目的とする。

2. 対象者

市内に住所を有する出産又は退院後の産婦及び新生児であって、家族、親族等から十分な産後の援助が受けられない者で、かつ、次の各号のいずれかの事由に該当する者（以下「利用者」という。）とする。ただし、医療行為が必要な者は除く。

- (1) 産じょく期の身体機能の回復に不安があり、保健指導を必要とする者
- (2) 初産婦等で育児不安が強く、保健指導を必要とする者
- (3) 産後の経過に応じた休養、栄養管理等日常の生活面について保健指導を必要とする者。
- (4) その他市長が必要と認めた者

3. 実施内容

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房手当、乳房トラブルケア
- (3) 授乳方法
- (4) 沐浴方法
- (5) 発育・発達チェック
- (6) 体重・排便チェック
- (7) スキンケア
- (8) 家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談及び指導
- (9) その他の必要とする保健指導

4. 委託料について

- (1) 医療機関等に宿泊し指導を実施 1日当たり 30,000 円
- (2) 医療機関等に通所し指導を実施 1日当たり 20,000 円
- (3) 医療機関等から助産師等が訪問し、指導を実施 1日当たり 12,000 円

8. 利用者自己負担金料について

自己負担金として、委託医療機関等に支払う。

- (1) 医療機関等に宿泊し指導を受けた場合 1日当たり 3,000 円
- (2) 医療機関等に通所し指導を受けた場合 1日当たり 2,000 円
- (3) 医療機関等から助産師等が訪問し、指導を受けた場合 1日当たり 1,200 円